

英語指導助手派遣業務 仕様書

本仕様書は、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が英語指導助手派遣業務を円滑かつ効果的に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

第1 契約業務名

令和4年度英語指導助手派遣業務

第2 業務の目的

1 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務

本市における英語教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進するために、英語を母語とする、又は英語使用国の出身である英語指導助手を吹田市立中学校（以下「市立中学校」という。）及び吹田市立小学校（以下「市立小学校」という。）に派遣し、生徒及び児童の英語に関する興味・関心を高め、「聞く」「話す」などの英語運用能力を育むことを目的とする。

2 すいたえいごkids 英語指導助手派遣業務

市立小学校4年生を対象に、英語だけの世界を楽しみながら、英語使用国出身者等と直接関わる体験を通して、児童の英語によるコミュニケーション力を育むことを目的とする。

第3 履行場所

1 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務

市立中学校（18校、別紙1参照）、市立小学校（36校、同）及び吹田市立教育センター等の施設

2 すいたえいごkids 英語指導助手派遣業務

すいたえいごkidsの実施場所等（吹田市内）

第4 派遣人数

1 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務

市立中学校及び市立小学校に派遣する英語指導助手 23名
なお、内訳は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| （1）市立中学校及び市立小学校に派遣する者 | 18名 |
| （2）市立中学校に派遣する者 | 3名 |
| （3）市立小学校に派遣する者 | 2名 |

2 すいたえいごkids英語指導助手派遣業務

すいたえいごkids実施日に派遣する英語指導助手 18名

第5 履行期間

1 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務

期 間：契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

派遣日：令和4年（2022年）5月1日から令和5年（2023年）3月31日までの学校課業日（別紙1参照）のうち吹田市教育委員会が指定する日（原則として、5月から7月まで及び9月から2月までの課業日）とし、合計166日を超えない日数とする。

- 2 すいたえいご kids 英語指導助手派遣業務
期 間：吹田市教育委員会が別途指定する 1 日
派遣日：同上（午前半日（事前打合せ）及び午後半日（実施））

第6 業務内容

1 事業者（派遣元）の行う業務

- (1) 英語指導助手の履行場所への派遣
- (2) 法令により派遣元に義務付けられている諸手続
- (3) すいたえいご kids に係る会議への出席
- (4) 教育委員会及び学校との連絡調整
- (5) 英語、外国語及び外国語活動の授業で使用するデジタル教材及び動画等の提供
- (6) 教育センター等における教職員への研修の実施

2 英語指導助手（派遣労働者）の行う業務

英語指導助手は、教育委員会並びに派遣先となる市立中学校及び市立小学校（以下「派遣校」という。）への校長の指示に従い、派遣校教員の指導のもと、以下の業務に従事する。

- (1) 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業における生徒・児童に対する英語の発音及び英会話等の指導（動画配信の形式によるものを含む）並びに中学校英語科教員及び小学校教員とのティームティーチングの実施
- (2) 英語、外国語及び外国語活動の授業において使用する教材（音声教材・動画教材を含む、以下同じ。）の研究・作成、教材作成の補助、パフォーマンステスト等の採点補助
- (3) 派遣校での学校行事及び国際理解教育に関する行事への協力並びに異文化理解の取組支援
- (4) 教育センター等における教職員への研修並びに派遣校での英語教育に係る研修への参加及び指導補助
- (5) 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業に関わる教職員研修への協力
- (6) すいたえいご kids の体験活動に関する業務

第7 英語指導助手の要件

- 1 心身ともに健康であり、履行期間を通して勤務できること。
- 2 母語が英語である、又は英語使用国出身者で、中学校及び小学校外国語科検定教科書準拠 CD 等に準ずる英語の発音・イントネーションで指導できること。
- 3 学士以上の学位を有していること。
- 4 中学校又は小学校での英語教育指導を経験しているか、それに準ずる経験をしており、中学校及び小学校の教育に携わるのに適した指導技術を有していること。
- 5 教材作成や動画による授業配信等に際して必要となるパソコンその他の機器・アプリケーション類を操作する能力を有していること。
- 6 教職員や児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図れること。
- 7 英語の指導に熱意を持っていること。
- 8 職務専念義務、守秘義務を遵守すること。
- 9 指導者としてふさわしい態度・服装等をする事。
- 10 日本での就労が認められており、犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者。

第8 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務の就業日

派遣期間のうち、教育委員会が指定する日を就業日とし、派遣校の校長等と調整の上、英語指導助手を派遣する。

第9 中学校及び小学校英語指導助手派遣業務の就業時間および休憩時間

就業日の8時40分から15時30分（休憩時間60分を含む）とする。

第10 英語指導助手の派遣およびサービス管理に係る留意事項

- 1 派遣元は、別途教育委員会が指定する日の午後に、吹田市内の施設で実施する派遣契約に関する事前打合せに、中学校及び小学校英語指導助手派遣業務に従事する予定の英語指導助手23名を参加させること。
- 2 派遣元は、原則として同一校には同一の英語指導助手を派遣すること。
- 3 派遣元は、労働者派遣事業の許可を受けたものであること。また、英語指導助手の雇用に関して、労働基準法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令を遵守すること。
- 4 派遣元は、英語指導助手のサービス管理については、英語指導助手が教育に係る職であることから、地方公務員法および教育公務員特例法等の関係法令に準じて、責任をもって行うこと。
- 5 派遣元は、英語指導助手の病気・事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合は、速やかに代替者を派遣するか、または、未実施分を教育委員会と協議の上、他日に実施すること。
- 6 就業日であっても、気象警報、感染症対策その他の事由による臨時休業等により、終日授業が行われない場合は、教育委員会と協議の上、就業日を他日に振り替えるものとする。ただし、予め教育委員会の承認を得た上で、教職員への研修、教材の研究その他第6の2に定める業務に従事する日とする場合は、この限りでない。
- 7 教育委員会は、派遣された英語指導助手にサービス上の問題があり、業務に支障が生じると判断した場合は、派遣元に対し、派遣する英語指導助手の交代を求めることができる。
- 8 英語指導助手の派遣に際しては、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するため、不織布マスクの着用や消毒の実施等、必要な対策を行うこと。また、派遣当日に風邪症状があるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる英語指導助手については派遣せず、代替りの者を配置すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、派遣予定の英語指導者助手のPCR検査受検及び陰性証明の提出を求める場合がある。また、これらに要する費用は、派遣元の負担とする。

第11 その他

- 1 派遣元は、個別契約締結後すみやかに、英語指導助手の氏名等が記載された英語指導助手決定通知書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 英語指導助手が、派遣校で作成した教材、撮影・録音した音声、映像及び写真等の著作権及び肖像権等は、派遣校に属するものとする。
- 3 派遣元は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市教育情報セキュリティポリシー、吹田市個人情報保護条例、個人情報保護法等関係法令を遵守しなければならない。
- 4 この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、教育委員会と派遣元の双方で誠意をもって協議して定めるものとする。